

秋田県の成立と 市町村の移りかわり

—— 廃藩置県から平成の合併まで ——



『旧日本荘県管轄内絵図』（県C-926）

平成19年度の企画展では、平成の合併が一段落した機会に「秋田県の成立と市町村の移りかわり」と題して、廃藩置県から平成の合併までの行政区画の変遷を所蔵資料を中心に展示紹介します。この展示を通して、県や市町村がどのような歴史を経て現在に至ったのかに関心を持っていただき、合わせて市町村公文書の保存の重要性への理解が一層高まることを願ってやみません。

- と き 平成19年8月28日(火)～10月19日(金)
午前10時～午後5時
- ところ 秋田県公文書館 2階特別展示室

廃藩置県と秋田県の成立

江戸時代末期の秋田県域には、秋田藩・秋田新田藩・盛岡藩（鹿角郡）・亀田藩・本荘藩・矢島藩の諸藩領と旗本領（仁賀保氏）がありました。

戊辰戦争の後、明治2（1869）年6月版籍奉還により版（土地）と籍（人民）が大名から天皇へ還納されました。旧藩主が知藩事に任命されるなど、引き続き藩政の形態がとられました。旧藩主の家政と一般行政が分離するなどの改革も行われました。

明治4年7月、廃藩を命じる詔書が諸藩知事に対して発せられ、いわゆる廃藩置県が行われました。これにより東京・大阪・京都の3府と302県が成立しました。また知藩事（旧藩主）は罷免され、華族の身分と家禄を保証されて東京へ移住となりました。

現在の秋田県域には、秋田・岩崎・亀田・本荘・矢島の5県が成立しました。これより先、盛岡藩領だった鹿角郡は明治元年盛岡県、明治2年8月には九戸県、9月には八戸県、三戸県の管轄となり、11月には江刺県の所属となりました。また仁賀保領の一部は明治元年に酒田民政局に移管され、翌年以降酒田県、山形県と管轄が変わりました。

明治4年11月には秋田・岩崎・亀田・本荘・矢島の5県に鹿角郡・旧仁賀保領を合わせた県域が定まり、ここに現在につながる秋田県が成立しました。同年には初代権令（知事）として島義勇が就任し、翌5年3月に開庁式を行っています。



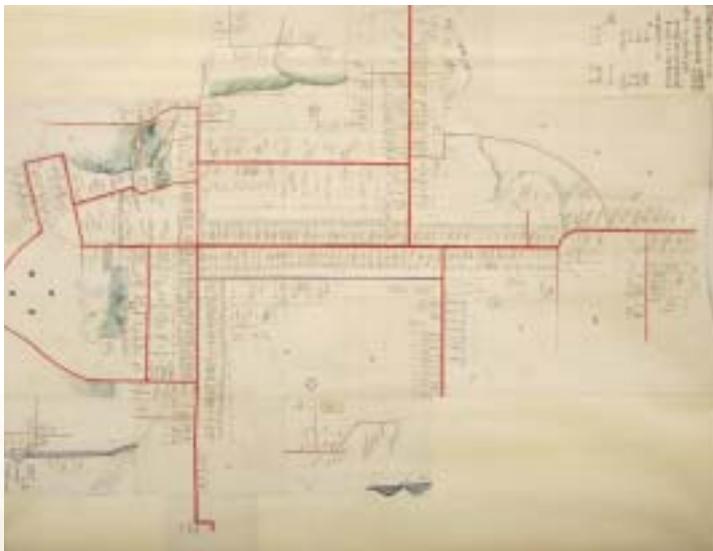
「羽後国由利郡之内元矢島県管轄全図」（県C-281）

大区小区制

明治4（1871）年4月の戸籍制度公布により、戸籍区画として区が設置され、その後、行政区画として扱われるようになりました。区には大区・小区が設けられ、多くの場合大区は郡単位、小区は数町村を包括する形で編成されました。

明治4年8月、旧秋田県（旧秋田藩域）に9大区116小区が設定され、現在の秋田県域が確定した明治5年2月には20大区104小区、翌6年3月には7大区45小区、同年9月には院内銀山町・阿仁6か山・尾去沢鉾山をそれぞれ独立した小区とし、7大区48小区となりました。

大区には区長、小区には戸長がそれぞれ置かれました。戸長は当初戸籍事務を取り扱っていましたが、



「秋田県第七大区中第一小区陸中国鹿角郡毛馬内町毛馬内村略絵図」（県C-314-3-1）

大区小区制の施行とともに小区内の行政を担当するようになりました。また戸長は近世以来の肝煎（名主・庄屋）などが任命されることが多くありました。区長は戸長の上位に置かれ、大区内の事務を統括する役目を負っていました。

明治10年10月には秋田県会・区会・町村会が設置されました。これは全国各地に設置された地方民会といわれる議会的制度のひとつです。県会は区長・戸長と公選の総代人、区会は大区内の区戸長・区町村総代人、町村会は不動産所有者を議員として構成され、その後の自由民権運動にも影響を与えました。これは翌年の府県会規則制定による公選の秋田県会に引き継がれることになります。

大区小区制は明治11年の郡区町村編制法により廃止されましたが、戸長については、その機能を変えながらも存続しました。

市制・町村制施行と明治の町村合併

明治11(1879)年7月、郡区町村編制法が公布されました。これは大区小区制に替わり、旧来からの郡区町村を行政単位として復活させたものでした。郡には官選の郡長、町村には民選の戸長が置かれ、町村会も設置されました。

明治20年7月、内務大臣山県有朋は各府県に町村区画取調を命じ、町村合併素案を作成させ、その上で翌年6月、「独立自治ニ耐ユルノ資力」をもつ町村を育成するための合併標準を示しました。この背景には、徴税・戸籍・徴兵・教育・衛生などの膨大な行政事務が、新しい財源の裏付け無しに町村に課せられたことがありました。

また町村合併に際しては、内務省訓令により、地域の事情にあわせて町村の意見をくむよう努めること、旧各町村名は大字として残し、著名な地名もなるべく残すこと、各町村はおおよそ300~500戸を標準とするなどとされました。

明治21年4月、市制・町村制が公布され、翌22年4月に施行されました。これにより全国的に町村合併の動きが高まり、秋田県域では明治21年末には305町934村でしたが、合併が大規模に行われた後の明治23年末には1市14町223村となりました。秋田市には市役所、町村ごとに役場が設置されましたが、複数の連合町村に一つとすることも認められ、山本郡鶴形村と扇淵村、二ツ井村と荷上場村、八森村と岩館村、雄勝郡小野村と横堀村には連合村役場が設置されました。



「由利郡上笹子村外一ヶ村戸長役場部内図」
（「市町村制取調事務簿」930103-09585）

郡制と郡役所

明治11(1878)年7月の郡区町村編制法公布で郡は行政区画となり、秋田県は翌12年1月に地方機関として鹿角・山本・北秋田・南秋田・河辺・由利・仙北・平鹿・雄勝の9郡役所を開庁しました。郡長は県知事と同様、国の官僚であり、徴兵や徴税などの事務を処理し県に報告する義務を負いました。

明治23年5月に郡制が公布され、秋田県内では翌24年4月に施行されました。郡制施行により、郡は議決機関として郡会と郡参事会が設けられ、形の上では県から独立した地方自治体の形になりました。郡会は、郡内の町村会議員で選挙した議員と、大地主が互選した議員で構成されました。ただし、郡長は郡制施行前と変わらず官僚であり、執行機関が議決機関に対し優位に立っていました。また、財政面でも郡には課税権が無く、郡有財産収入と郡内各町村に課した分賦金で賄うなど、不完全な側面を持っていました。



由利郡会の議員たち（『目で見える本荘・由利の100年』郷土出版社）

は課税権が無く、郡有財産収入と郡内各町村に課した分賦金で賄うなど、不完全な側面を持っていました。

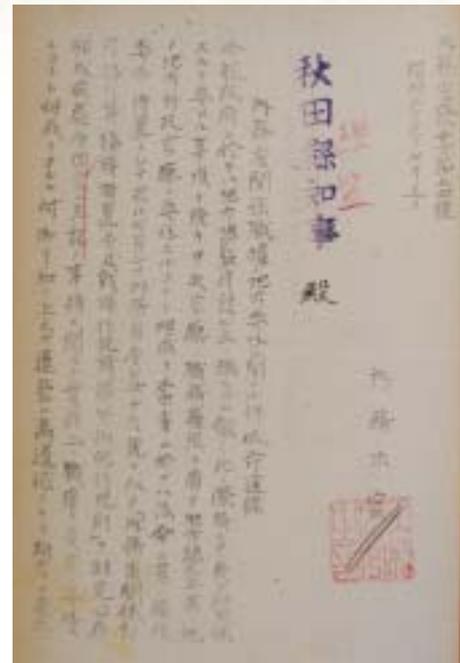
明治32年3月の郡制改正で、郡会議員の直接選挙制が導入され、郡会の基盤は強化されましたが、郡長の権限も郡会停会命令権が加えられるなど一部強化されています。

しかし、郡は慢性的な財政不足に加えて独自の事業も少なく、また町村に比べ住民の帰属意識も低く自治体としての意識はなかなか定着しませんでした。大正12(1923)年4月、原敬内閣の時に郡制が廃止され、郡役所自体も県の地方機関にもどりました。なお、大正15年7月1日には郡役所自体も廃止されました。当館では、山本・南秋田・平鹿を除く6郡役所の簿冊900冊余を保存しています。

戦時体制と地方総監府

太平洋戦争も末期になると本土決戦などの事態を予測し、国家行政が分断されても地域ごとに応急措置をとれるよう、府県を越えた広域行政組織が必要とされるようになりました。昭和18(1943)年7月1日に地方行政協議会令の公布で、全国に9つの広域行政区(北海・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州)が設置されました。地方行政協議会は地方官庁の合議体であり、東北の場合は宮城県知事が会長となり、各県の知事および国の財務局長や営林局長などを委員とし、管内の総合連絡調整を行いました。

昭和20年6月10日には地方総監府官制が公布され、8つの広域行政区(北海・東北・関東信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州)ごとに地方総監府が設置されました。地方総監府には内務省から、地方総監府令の発布、当該地方の陸海軍司令官への出兵要請など広範な権限が委譲され、知事はその指揮監督を受けることになりました。しかし、地方総監府はその機能を発揮しないうちに終戦をむかえ、戦後はGHQ(連合国軍最高司令官総司令部)による占領体制に利用されました。



内務省関係職権ノ地方委任ニ関スル件依命通牒
(昭和20年「閣省訓令通牒綴」930103-11714)

地方自治法施行と新県政

昭和21(1946)年11月3日に公布された日本国憲法では、地方自治の本旨に基づき地方公共団体の組織および運営に関する事項を法律で定めるとされ、翌22年4月17日に地方自治法が公布され、新憲法下では東京都制・道府県制、市制および町村制は廃止されました。これによって、都道府県では知事も官選によらず、市町村長と同様に住民の直接選挙で選ばれるようになりました。



初代公選知事 蓮池 公咲 (はすいけ こうさく)
(「歴代知事写真」930103-13491)

第1回統一地方選挙は昭和22年4月1日に実施され、秋田県では官選最後の知事だった蓮池公咲が初の公選知事に当選しました。

地方自治法では、住民の政治への直接請求権が広く認められました。有権者は一定数以上の署名によって条例の制定や改廃の請求、監査の請求、首長や議員の解職の請求をすることができますとされました。

また、新秋田県政では、地方自治法で指定した総務部・民生部・教育部・経済部・土木部・農地部・警察部を置いた他、特に林産資源の開発のため林業部も設けました。翌23年3月には国家地方警察秋田県本部の設置に伴い警察部が、11月には県教育委員会の設置に伴い教育部が廃止されました。

その後も、行政需要の変化に対応するため機構の変遷を経て、現在は1公室7部1局体制となり、地域振興局が県内8か所に設置されて県政が推進されています。平成12(2000)年4月には、地方分権改革を目指した地方自治法の大規模改正により、国と地方の関係は、上下から対等協力の関係に変わりました。

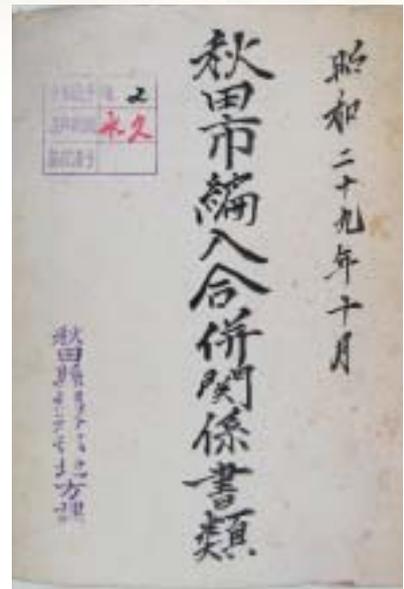
昭和の市町村合併

昭和の市町村合併は、昭和24（1949）年8月のシャープ勧告で日本の税制改革方針を示した中で、市町村に独自の財源を与えるべきとされたことを契機とします。これをうけ設置された地方行政調査委員会の勧告に基づき、昭和26年1月に自治庁から各都道府県知事あてに「町村の適正規模について」を通知しました。地方自治法に基づく新しい地方自治体の財政基盤を固めるには、小規模町村を適正規模に再編する必要がありますとし、人口8,000人以上を合併基準として示しました。

昭和28年10月に町村合併促進法が施行されると、合併も本格的な段階に進みました。都道府県は合併計画を策定し、市町村に働きかけるとともに、住民による自主的な合併機運を生み出すための活発な広報活動を行いました。その推進はなかなか容易ではありませんでした。

秋田県では、同法施行前の9月に県議会で町村合併促進審議会設置条例が可決され、審議会では市町村の合併のあり方について慎重な審議が行われました。明治の合併が10か月ほどの短期間で終了したのに対し、昭和の合併は住民の意思を尊重する方針から3年間かけて行われ、合併しない町村もありました。昭和31年6月には合併後の市町村建設を円滑に進めるため、新市町村建設促進法が制定されました。

秋田県では昭和28年の224市町村が、合併が一段落した32年6月には72市町村に再編されました。その後、39年の大湯村の建設、47年の合併による鹿角市の誕生などにより69市町村となりました。



昭和29年「秋田市編入合併関係書類」
(930106—30231)

平成の市町村合併

平成の市町村合併の背景には、地方分権の推進、少子高齢化の進展、広域的な行政需要の増大、行財政改革の推進、昭和の合併から半世紀を経た時代の変化などがありました。これらの課題を解決するために、基礎自治体である市町村の行財政基盤を強化する必要があり、その方策として市町村合併が推進されました。平成12（2000）年12月の行政改革大綱では、全国の約3,200市町村を3分の1に減少する案が出されました。翌13年6月、小泉純一郎内閣で「今後の経済財政運営および経済社会の構造改革に関する基本方針」が閣議決定され、すみやかな市町村の再編をすすめる政府方針が示されました。

秋田県では、各地域の合併協議会での話し合いを経て、平成16年から18年にかけて、69市町村が25市町村に合併再編され、現在、各市町村では建設計画や自立計画に基づき新たなまちづくりがスタートしています。

市町村合併と公文書保存

昭和の合併では、昭和32（1957）年に自治庁が「市町村の沿革の資料の蒐集整理について」を通達しました。通達の趣旨は必ずしも徹底されず、旧町村役場の公文書等の散逸、廃棄が全国的に見られました。平成の合併では、昭和の合併時の轍を踏まないように旧市町村の公文書を歴史的資料として保存する運動が全国的に高まりました。これを受けて、総務省が平成14（2002）年と17年に「市町村合併時における公文書等の保存について」、さらに18年には「市町村合併時における公文書等の適切な保存に係わる一層の推進について」を各都道府県に通知して各市町村に周知しました。

秋田県内には、明治以来の貴重な公文書を保存している市町村が数多くあります。これら地域の歴史的記録を住民のために守り続けることが未来への遺産へとつながります。秋田県公文書館では、平成14年以降の市町村史料保存機関連絡会議で、市町村職員に公文書保存の重要性を普及するとともに、平成17年度から市町村公文書等保存状況調査などを実施し、適切な公文書保存を支援しています。



平成18年度市町村史料保存機関連絡会議
(秋田県公文書館主催 H18.11.22)

展示出品リスト

番号	元号	年	西暦	資料名	資料番号
1	(明治)			「置県被仰渡書」	県B-974
2	(明治)			「羽後国由利郡川辺郡旧亀田県管内絵図」	県C-286
3	(明治)			「日本荘県管轄内絵図」	県C-926 (前期展示)
4	(明治)			「岩崎町旧県庁図」	県C-8-01
5	(明治)			「旧亀田県庁絵図」	県C-287
6	明治	6	1872	「管内布達控」	930103-11036
7	(明治)			「秋田県第七大区中第三小区陸中国花輪村甘露村久保田村略絵図」	県C-316-02 (前期展示)
8	(明治)			「秋田県第七大区中第一小区陸中国鹿角郡毛馬内町毛馬内村略絵図」	県C-314-3-1 (後期展示)
9	明治	18	1885	「各郡全図」	930103-13488
10	明治	21	1888	明治21年「市町村制取調事務簿」編成之部 壱番	930103-09574
11	明治	11	1878	明治11年「本県触示留」	930103-11556
12	明治	24	1891	明治24年3月30日「県報」号外	県報-00005
13	明治	27	1894	明治27年「由利郡通常会議事録」	930103-01643
14	明治	31	1898	明治31年「郡参事会議事録」	930103-01866
15	明治	25	1892	明治25年「秋田県官員録」	930102-30149
16	大正	1	1912	大正1年「明治天皇御大喪書類」(仙北郡役所文書)	930103-01712 (前期展示)
17	大正	4	1914	大正4年「十和田湖国立公園候補地二関スル調査書、 史蹟名勝天然記念物調査書」(鹿角郡役所文書)	930103-01454 (前期展示)
18	大正	10	1921	大正10~11年「郡制廃止関係書類」	930103-01389
19	明治	14	1881	明治14年「御巡幸事務簿」(北秋田郡役所文書)	930103-01402 (中期展示)
20	明治	35	1902	明治35年「雄勝郡町村条例台帳」(雄勝郡役所文書)	930103-01800 (中期展示)
21	大正	11	1922	大正4年「大札記念郡誌編纂関係書類」(河辺郡役所文書)	930103-01623 (後期展示)
22	(明治)			「仙北郡小学校々舎図面」(仙北郡役所文書)	930103-01717 (後期展示)
23	昭和	20	1945	昭和20年6月10日「官報」号外	官報-00604
24	昭和	20	1945	昭和20年「閣省訓令通牒綴」	930103-11714
25	昭和	19	1944	昭和19年3月8日「週報」第385号	930103-12586 (前期展示)
26	昭和	19	1944	昭和19年11月29日「週報」第432号	930103-12687 (中期展示)
27	昭和	17	1942	「秋田県第五十七回統計書」	930103-12566 (後期展示)
28	昭和	22	1947	昭和22年11月3日「官報」号外	官報-00621
29	昭和	22	1947	昭和22年4月17日「官報」第6,075号	官報-00626
30	昭和	22	1947	昭和22年3月15日「秋田県報」号外	県報-00166
31	昭和	22	1947	昭和22年4月8日「秋田県報」号外	県報-00166
32	昭和	26	1951	昭和26年「大館市制施行関係書類」	930106-30236 (前期中期展示)
33	昭和	26	1951	昭和26年「横手市制施行関係書類」	930106-30324 (後期展示)
34	昭和	28	1953	昭和28年9月1日「官報」第7,998号	官報-00703
35	昭和	28	1953	昭和28年10月1日「秋田県公報」号外	県報-00181
36	昭和	28	1953	昭和28年「秋田県町村合併計画」	930106-30236
37	昭和	29	1954	昭和29年「町村合併事務簿」	930106-30247
38	昭和	29	1954	昭和29年「秋田市編入合併関係書類」	930106-30231 (前期展示)
39	昭和	29	1954	昭和29年「本荘市制施行関係書類」	930106-30237 (前期展示)
40	昭和	30	1955	昭和30年「峰浜村合併関係書類」	930106-30278 (前期展示)
41	昭和	31	1956	昭和31年「稲庭川連町合併関係書類」	930106-30324 (前期展示)
42	昭和	29	1954	昭和29年「湯沢市制施行関係書類」	930106-30249 (中期展示)
43	昭和	29	1954	「Y U Z A W A」	柴田京子氏所蔵 (中期展示)
44	昭和	30	1955	昭和30年「花矢町合併関係書類」	930106-30270 (中期展示)
45	昭和	30	1955	昭和30年「井川村合併関係書類」	930106-30280 (中期展示)
46	昭和	29	1954	昭和29年「男鹿市制施行関係書類」	930103-30246 (後期展示)
47	昭和	31	1956	昭和31年「八幡平村合併書類」	930103-30308 (後期展示)
48	昭和	30	1955	昭和30年「太田村合併関係書類」	930103-30295 (後期展示)
49	昭和	30	1955	昭和30年「象潟町合併関係書類」	930103-30283 (後期展示)
50	平成	12	2000	「新しいまちの新しいチカラ市町村合併」	
51	平成	14	2002	「秋田県市町村合併パターン (県からの例示)」	
52	平成	14	2002	「市町村合併を考えましょう!」	
53	平成	17	2005	「平鹿町のあゆみ~町制50年の軌跡~」	05-291
54	平成	17	2005	「雄物川町広報誌五十年のあゆみ~人に歴史あり町に歴史あり~」	05-331

平成19年度 秋田県公文書館企画展
 「秋田県の成立と市町村の移りかわり」
 パンフレット
 平成19年8月28日 発行
 編集 秋田県公文書館
 発行 秋田県

Akita Prefectural Archives

秋田県公文書館

〒010-0952 秋田市山王新町14-31

TEL 018(866)8301

FAX 018(866)8303

URL <http://www.pref.akita.lg.jp/kobunsho/>



紙製刷り100%再生紙を使用しています

この印刷物は2,000部作成し、その経費は一部当たり44.45円です。